

第十編 労資協調運動

概説

昨年は就中關西方面に於ける多くの労働争議が、其要求條項の中に必らず『團體交渉權の確認』及び『工場委員制度の設定』を加へたため、『所謂』工場委員制度は殆ど孰れの大工場に於ても之を採用したのである。

併し、其結果が要するに労働者の期待を裏切るに過ぎなかつたことは、住友四工場、ダシロツプ工場、其他に於て明かに證明された。従つて本年に入つては、斯る工場委員制度に對する労働者の期待、並に之に依つて自己の境遇の改善を圖らうとする努力は全く消滅した形であつた。惟うに、引續いての不景氣の壓迫は勞資間の争鬭を甚だしくし、斯る糊塗的機關の存在を無意義ならしめたのであらう。比較的大規模な國有鐵道現業委員會に於ても同様な運命を免れなかつた。

財團法人協調會も所謂労働行政統一の結果明年四月以後其主たる事業たる職業紹介事務も其手を離れる筈であるから、將來に向つて之の見るべき活動を期待し得ないのは言ふまでもない。

次に本年中に於ける大體の趨勢を擧げよう。

第一 勞資協調團體と

其運動

勞資協調を主義とした團體としては、先づ指を協調會に屈しなくてはならぬ。而して同會の事業は後述する所の如くであるが、同會以外の二三團體に於ても、労働争議に直接して、其の間に協調の効果を揚ぐると云ふ場合は極めて稀であつて、斯種諸團體の運動は其の大部分を講習會、協議會、

申合會の間に局限されるの觀がある。而して本年度に於て新たに組織されし斯種團體に就いて見るも、特に注目すべき程の特異點を發見し得ざるものがある。

一 既成團體の運動

1 財團法人協調會

同會の組織及び事業の概要は昨年度の本年鑑(一九一頁)に記述した所であるが、大正十一年に於て同會が行つた事業は大體左の如くである。尤も労働争議に對し、労働運動に對し、失業問題に對して同會が關係した仕事は、當該各編中に收めて置いたものであつて、此處に擧げ來る事業は夫等以外のものであることを注意して置き度い。

(一) 勞務者講習會 昨年二月以來大體に於て毎月開催して官設工場の職工を講習員としたのであるが、昨年の十月及び本年の一月には住友合資會社仲銅所の職工を各八十名宛五日間講習を行つた。

(二) 社會政策講習所 四月十日より七月十日まで第五回を開催、修了者七十二名。

(三) 協調會善隣館の設立 六月一日開館式を擧げた。善隣館規定に依れば、其目的は

「隣保事業の施設及研究を行ふ」ことであり、其事業は「幼稚園、夜學校、講習及講演、圖書館、診療、人事相談、家庭訪問、俱樂部、娛樂施設、諸集會、其他必要と認むる事」である。場所は東京市深川區猿江裏町であつて、敷地面積三〇〇、〇〇〇、建物坪數一九九、五〇〇（内本館一七六、二五）、新設費九一、六六一、五六圓十一年度經常費二二、七三六圓である。

(四)短期講習會 第四回は、三月三日より十二日まで京都商業會議所に於て、同市社會課との共同主催の下に開かれ、修了生百廿七名あつた。

第五回は、六月廿一日より三十日まで名古屋に於て開かれ、修了者二百四十四名あつた。第六回は、八月一日から十日まで廣島市に於て開かれ、修了者百九名。

第七回は、十月十九日より廿七日まで仙臺市に開かれ、修了者二百二十三名。

(五)産業能率研究所設置 十一月十四日より上野陽一氏を所長として、事業を開始した。

(六)活動寫眞宣傳 昨年一種の映畫を作り本年又更に一種を作製して、各地に趣旨の宣傳を試みてゐる。

(七)大阪支所の事業 昨年暮市會の承認を経て大阪市廳舎に移轉した勞資協調會關西支部は一月六日より事務を開始した。六月四日より同廿五日まで、大阪府會議事堂に於て社會的政策講習會を催した。

勞資協調運動

又勞働者教育を目的として「勞働學院」を開始した。

以上の外尙ほ同會は從來の雜誌「社會政策時報」「人と人」との發行を繼續する外に、九月よりは「社會政策講義録」の發刊をすることゝなつた。

然るに新社會局の設立を見るや、同會の事業の中最も大なるものゝ一つであつた職業紹介事業は、明年四月を期して新社會局に合併せらるゝことゝなつた。

尙ほ同會の事業の中に附記せねばならぬ事柄は、七月八日の協議に基き、勞働行政統一機關設立建議案を政府に提出したものである。而して其の主張通りの勞働行政統一の結果、同會の主事業たる職業紹介事業が新社會局に併合せらるゝに至つたことは興味ある經過と云はねばならぬ。

2 尼崎工場係員研究會

同會の成立及び事業も昨年度の本年鑑（一九二頁）に述べたが、五月九日に催されたる月次例會には、健康保險法實施に伴ふ影響及同法實施上困難と認めらるべき事項、同法施行準備の對策如何といふ事項が討究された。

3 兵庫縣工業懇談會

同會の成立及び目的については昨年度の本年鑑（一九一—一九二頁）に記したが、本年度に於ては、

(一)工場關係者指導の爲め七月廿日より三日間、夏季講習會を催した。科目は「福祉増進施設」「工場能率の増進」「産業と社會政策」。

(二)六月十二日の懇談會にて「今後の懇談會には適當の時機に勞働組合幹部を招待すること」を満場一致で可決した。

(三)九月十四日臨時理事會を開き、左の事項を原案通り可決した。

- 一 工場に於ける資本主側と勞働者側との中間に働く工場長或は職工係長、人事課長等の人々にて懇談會を毎年二回開催することを當會に於て斡旋する件
- 一 本會々員たる工場に講師を派して修養的講演及び健全なる思想を宣傳する件
- 一 但し各工場に於ては職工の自發的に修養會を設置すれば之を獎勵する事
- 一 本會の主催にて來る十月精神的方面の講演會を開催する件
- 一 神戸市臨時兒童保護調查會長水田龜作氏より建議せられたる女工を使役する工場に於て附屬の託兒所を設置する件
- 一 失業者救済の件
- 一 十月定期總會を開催の件
- 一 尙ほ次の事項は保留して解散した。
- 一 勞働爭議の狀況に鑑み和解調停機關を設置する件

二 新團體の成立

本年度に於て新たに生じたる斯種團體は各地に算することが出来るが、其の大部分は昨年におけると同様、關西地方に之を見たのである。今、其の中の主なるものを擧ぐれば、

- 兵庫縣工業懇談會(二月)
- 大阪府工業懇談會(二月)
- 京都西陣勞資調査會(五月)
- 山梨縣工場懇話會(八月)
- 三重縣工場會(九月)
- 長野縣工場主懇話會(九月)
- 奈良工業協會(九月)
- 大分縣工業協會(十月)

である。外に久留弘三氏によつて創立された勞資協調を目的とする「労働文化協會」がある。

今、夫等の中、主なるものゝ創立經過等を左に記述しよう。

1 兵庫縣工業懇談會

一月十四日兵庫縣工場主懇談會創立總會は縣廳内正廳で開かれ、出席者は鐘紡の武藤山治を始め工場主四十七名、縣當局數名。

會則案及び豫算案の議事に入り、結局會員の資格範圍入退會に就いての個條を附加することとなり、それは理事に一任することとなつた。次で豫算案一萬二千二百圓は異議なく可決。會則豫算及び理事は次の如し。

會 則

- 第一條 本會は兵庫縣工業懇談會と稱す
- 第二條 本會は工場従業者の福祉増進に關する施設の改善及工場能率の向上に關する方法を研究し産業發展に貢獻するを以て目的とす
- 第三條 本會の事務所は當分の内兵庫縣廳内に置く
- 第四條 本會に左の職員を置く
理事 十七名
幹事 若干名
書記 若干名
- 第五條 本會に理事會の決議に依り顧問を置くことを得
- 第六條 理事は總會にて之を選擧す
理事は其の互選に依り常務理事及常務理事代理各一名を定む
- 第七條 理事の任期は二箇年とす但再選を妨げず
- 第八條 理事は本會を代表し會務を掌理す
- 第九條 幹事は理事を補佐し會務を處理す
書記は理事並に幹事の指揮を承け庶務に従事す
- 第十條 總會を分て定期總會並に臨時總會とす
定期總會は毎年春秋各一回臨時總會は必要の都度理事之を招集す
- 第十一條 會議の議長は常務理事を以て之に充つ
- 第十二條 會議の決議は出席者の過半数を以て之を決す
- 第十三條 臨時緊急の場合又は輕易なる事項に就ては理事會の決議を以て總會の決議に代ふることを得
- 第十四條 本會の經費は會員の分擔金並に寄附金其他雜收入を以て之に充つ
- 第十五條 本會の收支は豫算を定め毎年總會の議決を経るを要す
前年の決算は之を次年の秋期總會に報告するを要す
- 第十六條 本規約は總會の決議を以て之を變更することを得

豫 算

- ▲支出一、〇二〇圓(第一項事務費一、四〇〇)
- 第二項會議費二五〇
- 第三項事業費九、八〇〇
- 第四項豫備費五七〇
- ▲收入一二、〇二〇(第一項會員分擔金一二、〇一〇)
- 第二項寄附金一〇〇

而して會費は昨年十月の工場の職工數により左記の如く負擔することゝなつた。

會員分擔金負擔表

職工五〇〇人未滿

一工場 五〇圓……二五工場

同 五〇〇人以上一、〇〇〇人未滿

同 一二〇圓……一三工場

同 一、〇〇〇人以上五、〇〇〇人未滿

同 三〇〇圓……二一工場

同 五、〇〇〇人以上一〇、〇〇〇人未滿

同 八〇〇圓……二二工場

同 一〇、〇〇〇人以上

同 一、三〇〇圓……一工場

理事 (十七名)

武藤山治、川西清兵衛、永留小太郎、古河信造、直木三郎、小野山鐵藏、近藤正雄、高井利一郎、松谷安太郎、上田正勝、田中作二、服部廉輔、橋本辰二、武藤健二、岡三樹二、原耕三、平田保三

本會は、工場勞資問題解決に資する一策として、八月四日より六日に至る三日間各午前八時より正午まで、神戸市北長狹通神戸小學校講堂に於て、工場問題夏期講習會を開催した。日割及講演次の如し。

八月四日 勞働問題の倫理的考察 (東京高師教授萩原擴氏)

同 五日 工場管理に就いて (東京商大講師

勞資協調運動

神田孝一氏) 工場經營の實驗に就いて (中山太陽堂中山太一氏) 事務管理組織に就いて (古川合名會社會計課長金子利八郎氏) 福利増進の施設と勞働能率に就いて (東京商大講師神田孝一氏)

2 西陣勞資調査會

京都西陣織物組合に於ては、勞資調査會なるものを設けて勞資の協調を計ることにし、五月廿八日には、調査會委員五十名中より更に十三名を選んで小委員會を開き、次の四件を協議した。

- 一 失業救済を目的とする機主及び賃織業者の積立金又は貯金制度を設くるの可否、若し可なりとせば其方法如何
 - 二 機主、從業者(主として賃織業者、其他を含む)間の協調方法如何
 - 三 勞働爭議を未然に防止するに就ての最良方法如何
 - 四 賃織業者に責任を自覺せしめ、其實踐躬行を促進するに就ての最良方法
- 當日は右に關し何等具體的決定を見なかつた。翌月十二日再會したが矢張何等決定を見なかつた。この日織友會を中心とする代表者は、開會に先立て當事者を訪ひ、勞資調査會が資本家のみを以て組織されたるを不可とし、職工側よりも半數の委員を選出せしむべしと述べたが、

拒絶されたので、織友會は初志貫徹を期して起つに至つた。尙ほ右委員會は六月廿二日にも開いが具體案を見ることは出来なかつた。越えて七月十五日に重ねて委員會を開き、前掲の積立金制度を實行することに決定した。其方法は、生産額を年二千五百萬圓を假定し、其千分の二(即ち五萬圓宛)を毎年積立て、十年目に至つて初めて、其救済に充て、之が必要を見なかつた場合には五年目までの積立金は生産者の支出額に應じて拂戻すのである。救済を要する場合は其生産者の支出額を限度として拂戻す。生産者の支出年額は最高三千圓、最低十錢である。

3 山梨縣工場懇話會

勞資協調を目的として成立せる山梨縣懇話會は、八月一日甲府市機山館に於て第一回總會を開き、役員の選舉を行ひ、會長には中島警察部長當選。縣の諮問案『本縣工場に於て目下最も緊要と認むる施設如何』を附議し結局答申は役員に一任することゝなつた。午後講演會を開き農商務省工場監督官古瀬安俊氏及び協調會勞務課長小林鐵太郎氏の講演があつた。

4 奈良工業協會の成立

奈良警察署管内に於て、五名以上の職工を有する各工場主、職工代表、工場管理人等を合し

合計二百五十名の會員を得て、九月三日創立總會を開いた。目的は工場相互の理解を圖り、職工の慰安、救済等に努むるに在る。

5 大分縣工業協會の成立

十月廿三日大分縣工場主大會に於て、工場主と傭人との協調を圖る機關として工業協會を設立することゝなつた。

第二 工場委員制度

昨大正十年度に於て労働運動の一刺語となつた「工場委員制度」、而してその結果生じた多數の「工場委員會」は大正十一年度に入つては如何なる展開を見たであらうか。それは當初労働者の期待が餘りに大であつた丈、其の幻滅の悲哀は一層甚しく、殊に本年を彩つた失業の脅威は、工場委員制度をして、いやが上にも骨抜きにして仕舞つたのである。かくて既成の同制度に對する絶望と、従つて同制度新設の殆んど絶無といふことが、本年の特徴であつた。

一 既成組織の運用と廢開

既成の斯種組織の中にあつて、大正十一年度に於て其の運用につき特に注目すべき現れを示したものを選んで左に叙述を試みよう。

1 住友諸工場の工場協議會

幸福増進の字義に關する工場協議委員の權限問題を動機として、昨年十月以來紛擾を重ね、遂に職工側委員が總辭職することになつた大阪住友四工場の工場協議委員會の職工側委員は、一月七日早朝迄に全委員五十二名中十一名の御用黨委員（製銅所七、伸銅所二、電線一、尾崎分工場一）を除いて、他は凡て辭表を取纏め、同日各議長の下に提出した。其文面は簡單に

我等は工場協議會委員を辭任します、其の理由は既に御承知のこと、思ひます

と云ふのであつた。問題は工場協議會に關してゐるか、實質は労働組合運動の一つの現と見るべきである。斯くて二月七日委員

の定期改選の行はるゝに當り、之れに對する態度を表明すべく、四日午後六時から天王寺公會堂に於て住友四工場職工大會は伸

銅、機械、電線の三労働組合の後援の下に開かれた。同大會に於ては各工場の前工場委員よりそれ〴〵工場協議の経過及び辭任の顛末を報告し、次いで左の決議をした。

我等職工大會は會社の誠意を毫も認むる能はず、故に來七日の工場協議委員選舉權を拋棄すると同時に爾今協議會を認めざることを決議す

住友四工場職工大會

斯る間に七日選舉が行はれたが、各工場を通じて約三割の棄權若しくは無効投票を見たのであるが、其の主なるものは勿論労働組合所屬の職工であつた。従つて選出された委員は、一二の例外を除けば、全部労働組合員以外の者であつた。委員を選舉しないことにして、工場協議會を否認し去らうとした關係労働組合の目的は達せられなかつたが、協議會が労働組合と無關係な會社直關的色彩を帯ぶるに至つたことは明かな事である。

改選後の第一協議會は尾崎では四月十三、十四の兩日に開かれ提案が所謂穩當だつたので大體皆通過した。

2 ダンロップ工場委員の

辞任

工場委員制度に於ける聯合委員會（職工側七名、會社側七名）の中、職工側の委員二名昨年十二月卅日に辭任を申出た。蓋し該委員制度は當初職工側の期待の大なりしに添はず、數次の委員會に於て殆んどその無價値なるを知るに至つたからである。

3 吳海軍工廠職工協議會

第五回職工協議會は、二月廿三、四、五の三日に亘つて開催され、議案總數四十七件で大體の類別は次の如くであつた。

- 一 軍縮失業に關するもの……四件
- 一 給與に關するもの……三件
- 一 服裝に關するもの……六件
- 一 交通に關するもの……六件
- 一 共濟組合に關するもの……九件
- 一 病院に關するもの……六件
- 一 購買所に關するもの……七件
- 一 廠友館に關するもの……二件
- 一 其他……四件

就中軍縮失業に關するものは最も重要な問題であるが、其内容は、失業の場合は失業希望者から先づ解雇して手當を支給され度き事、失業者救濟組合を設けられ度き事、失業者の生活を

勞資協調運動

安定にする事等である。給與に關しては俸給は各工場で支給され度き事、服裝に關しては作業服も通勤服同様に改められ度き事、交通に關しては時間の經濟に練兵場内の通行を許され度き事、共濟組合に關するものは、懸金は之を速に支給する事、公務休日の場合は金額を以て日給を定められ度き事、病院に關しては宮原方面に分院を設けられ度き事、廠友館に關しては酒を賣り居酒を許され度き事等であつた。大抵の重要な議案は希望項の形で提出されてゐるので大して大問題を起すと云ふ様な事もなかつた。

次に協議員の満期に依り第三回改選が、七月二十六、七の兩日に亘つて執行され、當選者は合計三十二名。是等の協議員は伍長組長以上工手級が大部分で、平職工は砲煩部に五名あるのみであつた。

第六回職工協議會は、九月十一、二、三の三日に亘つて開かれ、多數の議題を上程したが、或は希望事項とし、或は参考とし、或は諒解の上撤回し、或は工廠に於て研究中なりとして各々解決されたが、大して注意すべき決定はなかつた。

4 國有鐵道現業委員會

右現業委員會第四回は、四月下旬より五

月にかけて各鐵道局それ／＼に開會した。尙ほ今までは委員會の決議は之をその區のものに限り回答したが、今後は全部の回答を各區に提示することに改め、傍聽も一委員に付二名宛許されることになつた。

現業委員の任期（二年）は此回を以て満了したので七月一日現在を以て選舉名簿を作製し、七月卅一日を以て確定し、八月廿二日全國一齊に總選舉を行つた。今回の有権者數は、雇傭員一三六、〇一八人の中九萬二千五百餘人で約七割に相當し、委員數は第一回に於ては一、二六四人の定員であつたが、今回は事業の擴張に伴つて六一人の増加を爲して合計一、三二五人となつた。而して改選後の第五回現業委員會は各鐵道局に於て、九月下旬より十一月初旬に至る間に、夫々開催せられた。其の中、神戸鐵道局應取工場の委員會に於て「工場従業員に八時間制を實施せられたし」てふ件を可決した事以外には別段大した決議もなかつた。

二 新組織の成立

已に説ける如く、大正十一年度は前年度と全く反對に工場委員制度の不人氣なる年であつた。従つて斯種組織の新設は殆んど其の跡を絶つたと云ひ得るのである。唯だ三月下旬埼玉縣に於て縣工場が製絲同業組合總會を機として縣下製絲工場主及び監理者に對し、娛樂慰安施設、工場員教育施設の實行を促すと共に、工場委員會制度について指示する所があつたのと、福岡縣三井電氣軌道株式會社に於て本年上半期の決算に「従業員配當金」なる一項を加へたと云つてゐる位のもを除いては、此處に唯だ一つ取残された目星しきものとして、

大阪市電氣鐵道運輸委員會

日本労働總同盟市電従業員の間、労働組合を設立せんとしたので、之れに對抗する爲め、新任の佐竹電鐵部長は二月早々、所謂労働委員制々定の旨を發表し、愈々三月廿二日市長並に助役の許可を得て、大阪市電氣鐵道運輸委員會の名の下に四月一日よ

り施行に決定した。同委員會の目的は昨年來勃興した所謂工場委員制度のそれと同一で、その組織は「各運輸委員會」と「聯合運輸委員會」とに分れ、前者は更に監督運輸委員會、車掌運轉手運輸委員會及び轉轍手信號人運輸委員會の三つに分れてゐる。この各運輸委員會の委員の任期は六ヶ月、會議は毎月一回である。其外に聯合運輸委員會があつて、三種の従業員全般の利害に関する事項に就いての諮問機關となつてゐるが、其の委員は各運輸委員會委員中より互選し、三ヶ月に一回開會されることに成つてゐる。

この運輸委員會は、四月十五日より數日に亘り各車庫で開催されたが、當局は其議事の進行内容に就いては極めて秘密主義を採つてゐる。斯くて四、五兩月間に二回宛會議を開いたが、其の議題は些末の事項のみに限り、頭初の期待を裏切るものがある。従つて當局も従業員達も漸く興味を失ふに非ずやと思はれる。唯だ其の間にあつて少しく注意すべき事項は、運輸事故に對する

懲戒處分が從來は運輸課長の殆んど獨裁によつて決してゐたものを、以後は懲戒委員會に諮問して之を決することゝなつた一事である。